石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療葬祭費の支給に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年石川県後期高齢者医療広域連合条例第 35 号。以下「条例」という。)第 2 条及び石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則(平成 20 年石川県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「規則」という。)第 26 条の規定による葬祭費の支給の申請等について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

- 第 2 条 葬祭費は、石川県後期高齢者医療の被保険者(以下「被保険者」という。)が死亡したときに、その者の葬祭を行った者(以下「喪主」という。)に対して支給する。
- 2 喪主は、死亡した被保険者との間の相続関係を要しない。

(支給の申請)

- 第3条 喪主は、条例第 2 条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者 医療葬祭費支給申請書(規則第 33 号様式。以下「支給申請書」という。)を提出するととも に、葬祭を行ったことを証する書面(会葬礼状、葬儀の領収書など喪主の氏名及び葬祭を 行った日が確認できるもの)を提示することにより申請するものとする。
- 2 家族葬、故人を偲ぶ会など死亡した被保険者に対する死者を偲び弔いの意思を示す行 為を行ったときは、主催者が、喪主として葬祭費を申請することができる。
- 3 死亡した被保険者に身寄りがなく、入所施設等の団体が前項に規定する行為等を行った ときは、施設の管理者等の代表者が、喪主として葬祭費を申請することができる。
- 4 葬祭費の申請は、死亡した被保険者の死亡時における住民登録地の市町を経由して行 うものとする。
- 5 市町は、支給申請書を受理したときは、公簿等で当該申請に係る被保険者が死亡していることを確認し、標準システムへの受付入力を行うものとする。
- 6 市町は、支給申請書を受理したときは、当該支給申請書の受付年月日を付し、石川県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)に送付するものとする。

(支給の決定等)

- 第 4 条 広域連合長は、市町から支給申請書の送付を受けたときは、速やかに申請内容について確認、審査する。
- 2 広域連合長は、審査の結果、葬祭費の支給又は不支給を決定し、規則第26条第2項の 規定による通知書を、当該申請者に対し通知するものとする。

(支給の額、方法)

第5条 広域連合長は、葬祭費の支給を行う決定をした申請者に対し、条例第2条に規定する額を口座振込の方法で支給するものとする。

(支給申請書の保管)

第6条 支給申請書の保存期間は、5年間とする。

(時効)

第7条 喪主が葬祭費の支給を受ける権利は、葬祭を行った日の翌日から起算し、2年間で 消滅する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。